

マージン率などの情報について

① 令和8年6月1日付け 派遣労働者数 3人

② 令和7年度 派遣先事業所数(実数) 1事業所

③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 33,444円(8時間 全業務平均)
内訳:【建築工事監督】建築・土木・測量技術者 【総合事務員】一般事務従事者

④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,372円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和7年度 マージン率平均(小数点以下一位未満の端数四捨五入) 45.1%

マージンに、派遣労働者の社会保険料(労働保険、雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険)・有給休暇費用・教育訓練に要する諸経費・派遣管理費等が含まれています。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

キャリアアップ措置 の種別	具体的な教育訓練	対象となる 派遣労働者 の種別	訓練の 方法の別	訓練費 負担の別	賃金支給 の別
入職時等基礎的訓練	新規採用時研修	雇入時	OFF-JT	無償 (実費負担 なし)	有給 (無給部分 なし)
	セキュリティ研修				
機能別訓練	各業務及びPC基礎教育	派遣中	OJT, OFF-JT		
	各業務およびPC中・上級教育				
	技能講習・資格取得				
階級別訓練	作業リーダー教育	入社 〇年目	OFF-JT		
	中堅社員研修				
	労務管理・マネジメント研修				

キャリア・コンサルティング相談窓口

0770-72-2886

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和9年3月31日)

・協定労働者の範囲

建設業に係る工程管理・品質管理・安全管理の施工管理業務に従事する従業員
… 【建築施工管理技術者】 【電気工事技術者】
事務的業務に従事する従業員 … 【一般事務員】

会社名 若狭技研工業株式会社
許可番号 派18-300179

マージン率などの情報提供の義務化について

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。（労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2）

1 情報提供すべき事項

- (1) 派遣労働者の数
- (2) 派遣先の数
- (3) マージン率

$$\text{マージン率（％）} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※小数点以下一位未満の端数は四捨五入（例 〇〇.〇％）

- (4) 派遣料金の平均額
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額
- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - ・キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先
 - ・キャリアアップに資する教育訓練計画の概要
- (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
マージン率の詳細な計算結果などを追加的に情報提供しても差し支えありません。

《令和2年4月改正》項目が追加されました！

- (8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している場合は、
 - ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲
 - ・当該協定の有効期間の終期

※上記の内容に変更があったときは、速やかに情報提供することが必要です。

※情報提供にあたっては、時点及び単位が分かるようにすること。

※労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績についても、インターネットの利用等により情報提供することが望ましいです。

2 情報提供の方法等

《令和3年4月改正》インターネットで 全ての項目を情報提供してください！

情報提供の方法は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければなりません。自社でホームページ等を有していない場合については、『人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)』を活用してください。

情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後、可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要ですが、情報公開を積極的に進める観点から、派遣元事業主の判断により、当年度分の実績を追加的に情報提供しても差し支えありません。

※実績がなかった場合でも、その旨を公開してください。